

STOP再稼働！ 柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

発行元
東電・柏崎刈羽原発差
止め市民の会
新潟市中央区白山浦1-
238-6
TEL/FAX
025-383-6335

第13回口頭弁論

2015年12月24日、柏崎刈羽原発運転差止請求訴訟の第13回口頭弁論期日が新潟地裁で開かれ、原告・サポーターなど約60人が傍聴行動に参加しました。

原告の意見陳述

原告で柏崎市在住の矢部忠夫さんは、48年間「人類

と原発は共存しえない」という思いで原発反対運動に関わってきた、TMI原発事故、チェルノブイリ原発事故、福島第一原発事故の大事故のほかにも、日本国内だけでももんじゅナトリウム火災事故(95)、JCO臨界事故(99)、東電トラブル隠し発覚(02)、中越沖地震による柏崎刈羽原発のトラブル多発(07)など事故が相次いでいる、日本人は福島第一事故の記憶を風化させてしまっているのではないかと、東電が最近公表した「ベント後の放射性物質の拡散シミュレーション結果」は住民無視のもので被ばくなしに避難できるわけがない、と述べ、裁判官に運転差止めの判断を求めました。



新潟地裁前まで横断幕を持ち行進

弁護団からの主張

高野義雄弁護士は、東電の基準地震動策定の前提となっている5点(①周辺の活断層を「海

域」と「陸域」の2つに区分すること、②「海域」で発生する地震動は1〜4号機側が5〜7号機側の2倍程度に大きくなること、③「陸域」で発生する地震動は1〜4号機側と5〜7号機側で大きな差異がないこと、④1〜4号機の基準地震動は1号機の観測データに基づき策定、⑤5〜7号機の基準地震動は5号機の観測データに基づき策定)は、いずれも観測データと整合せず、合理的根拠がないことを説明しました。

和田光弘弁護士は、中越沖地震で明らかになった柏崎刈羽原発の危険性について、県技術委の設備健全性小委における議論も引きながら、東電の設備健全性の評価手法は「健全



裁判前の報告集会の様子



口頭弁論前に街頭宣伝行動

評価を導くための目的主義的な手法でしかないこと、グレーゾーンがどうしても残ること、東電の解析は保安院が考慮すべきとした不確かさの影響を考慮した拡幅をせずあてにならないこと、再循環ポンプモーターケーシングの減衰定数を偽装したことを述べ、安全余裕論はまやかしであることを訴えました。

伊東良徳弁護士は、福島第一事故の事故原因、事故経過の多くが未解明であるから、東電がその教訓をもとに実施した、あるいは今後実施すると主張する対策の有効性は不明であり、事故を起こした東電が事故原因の究明をおろそかにしたまま再稼働を口にするには許されない、と訴えました。

市民の会は口頭弁論の開催前に、柏崎刈羽原発の差止めを訴える街頭宣伝行動を行っています。次回の口頭弁論前にも新潟市古町近辺で12時頃から街頭宣伝行動を行う予定です。詳細は、メール、フェイブックでお知らせしますので、サポーターの皆様は参加をよろしくお願ひします。

街宣に参加しよう

裁判に先立ち、原告・サポーターの有志で、東電が安全対策の説明ブースを設けていたNEXT21ビル前にて街頭宣伝を行いました。通行人の反応は良く、東電の安全性PRへの怒りや再稼働は許せないという気持ちの市民が多いことに力づけられました。

第14回口頭弁論期日のご案内、入廷者の募集

日時：2016年3月7日（月）15時～ 場所：新潟地方裁判所

【入廷者募集要領】

(1) 応募方法：氏名（ふりがな）、住所、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、原告／サポーターの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。

応募先：水内基成法律事務所

FAX 025-225-3148 または、メール m-mizu@theia.ocn.ne.jp

応募締切：2016年2月29日（月）17時（厳守）

(2) 入廷者の決定方法

- ・応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。是非、これまでに入廷したことのない方からもお気軽にご応募ください。
- ・入廷していただける方のみ、集合場所・集合時刻等の詳細をご連絡します。抽選から漏れた方にはご連絡しませんので、ご了承ください。

(3) 裁判前集会、報告集会・記者会見

- ・当日は、以下のとおり集会を開催予定です。場所はいずれも白山会館芙蓉の間にて（弁護士会館ではないのでご注意ください。）、です。入廷できない方も含め、多数のご参加をお願いします。

14時～ 裁判前集会（弁護団から裁判の概略をご説明します）

16時15分頃～（裁判終了後） 報告集会・記者会見

【裁判所が実施する一般傍聴券配布の抽選について】

裁判の当日、裁判所が一般傍聴券の配布や抽選を実施する場合がありますので、上記にて応募し落選された方も、そちらへの参加をご検討ください。

【原告意見陳述者募集】

口頭弁論期日に法廷で、裁判官に直接言葉を届けてみませんか。時間は5分程度、紙原稿で1～2枚程度の分量でお願いしています。ご希望の方は水内基成法律事務所（上記）までご一報ください。

カンパ歓迎

市民の会のカンパを募っています。ネットサイトの充実、グッズ作成など、市民の会を広げる活動に活かしていきたいと思えます。

☆郵便振替

口座番号

00520-3-53421

口座名称 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会

*通信欄に「カンパ」と記入をお願いします。皆様のご協力よろしくお願ひします。